

令和7年度教育委員会の基本方針等について

宇佐市教育委員会

令和7年2月

はじめに

宇佐市教育委員会では、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」の基本理念のもと、人々がいつでも、どこでも、だれでも学べる教育環境の整備に努めている。

市長と教育長・教育委員で組織する「総合教育会議」において、平成27年度から10年先を見通した本市の教育行政の方向や施策を示した「宇佐市教育振興基本計画」の後期改定版が引き続き「宇佐市教育行政の大綱」に承認され、この「教育大綱」に沿って、生涯にわたり共に学びあえる学習機会の充実に向け取り組んでいる。

本計画の特色としては、「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらには、その取組み方向に基づいた「30の重点施策」を整理し、次世代を担う子どもたちが、心豊かに社会を生き抜く力を身に付けられるよう宇佐市らしい教育の推進を示している。

令和7年度の基本方針等では、「宇佐市教育振興基本計画」の後期6年分の改訂版に基づき教育分野の方向性を示し、**計画の総仕上げとして**教育の一層の充実を図る。

I. 教育総務課

《教育総務係》

1. 基本方針

教育委員会の方向性や重点的な取り組みを、「教育行政方針」として市民に示し、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書」では、それぞれの施策が確実に実施され、どのような成果があるかなどを点検・評価することで、教育行政の改善を図るとともに市民への説明責任を果たし、教育に関する情報提供に努め、開かれた教育委員会を目指す。

併せて、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、学校・地域・家庭等と連携し、学校の持続可能性を高めるための方策を実施すると共に、小規模校11校をはじめとする市全体の学校の在り方について方向性を具体化し、より良い教育環境の創造を目指す。また、学校施設については、快適な学習環境の確保に努め、施設の環境整備を図る。

また、高等学校等へ勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学制度による支援を行う。

2. 重点目標

ア 教育委員会の活性化

- ①保護者や地域住民のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し実行していくため、学校や各種教育施設等の視察及び研修会等に参加する。
- ②総合教育会議を開催し、市長部局との連携強化を図る。

イ 開かれた教育委員会

- ①教育委員会の方向性や主要な取組を明確化した教育行政方針を作成し、公表する。
- ②教育活動の状況や教育委員会が行っている施策を保護者や地域住民に周知するため、教育委員会便りや市ホームページ、市公式SNS等による積極的な広報活動を行う。

ウ 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

- ①毎年11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」について、学校、地域、家庭などでの読書活動等の推進により、豊かな心の育成や学力向上の機運の醸成に取り組む日として、教育委員会便り等を通して啓発する。

エ 学校施設・設備の充実

- ①「宇佐市立小・中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」を基に、学校・地域・家庭等と連携し、学校の持続可能性を高めるための方策を実施すると共に、小規模校11校をはじめとする市全体の学校の在り方について方向性を具体化し、より良い教育環境の創造を目指す。
- ②校舎（普通教室・特別教室・廊下）のワックスがけ及び高所窓拭き清掃を専門業者に委託し、学習環境の整備を図る。
- ③学校用務員を配置し、快適で安全な学校施設の環境整備を図る。

オ 奨学制度による支援

①高等学校等へ勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、教育の振興に寄与することを目的として奨学制度による支援を行う。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和7年度 指 標	備考
ア 教育委員会の活性化（2項目）			
①教育委員の視察・研修会への取組の充実	学校、各種教育施設の視察・研修会への参加	実 施	学校訪問 15～16校 社会教育施設訪問1ヶ所 図書館施設訪問2回 給食センター訪問1回 教育委員研修2回
②総合教育会議の開催	市長と教育長・教育委員との総合教育会議の開催	実 施	年2回
イ 開かれた教育委員会（3項目）			
①教育行政方針の策定	教育委員会の方向性の明確化	実 施	
②教育委員会便りの発行	教育委員会実施事業の広報、内容の充実	実 施	年4回
③ホームページの充実	教育委員会会議録・教育行政方針・市教委便りの掲載	実 施	
ウ 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進（1項目）			
①「うさ教育・家庭・読書の日」の啓発	教育委員会便り等を通しての啓発	実 施	
エ 学校施設・設備の充実（3項目）			
①小学校の規模の適正化	学校・地域・家庭等との連携及び小規模校11校をはじめとする市全体の学校の在り方について方向性を具体化していく	実 施	
②校舎清掃業務委託	普通教室・特別教室・廊下のワックスがけ及び高所窓清掃の専門業者委託	実 施	
③学校用務員の配置	学校用務員6名配置による学校施設環境整備	実 施	
オ 奨学制度による支援（1項目）			
①奨学制度による支援	宇佐市奨学資金 藤・稲尾奨学資金	補助人数 47人 9人	

《学校施設整備係》

1. 基本方針

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、いきいきと学び、生活する場であり、安全で安心して学べる教育環境でなければならない。その具体策として、すべての児童・生徒が安全かつ円滑に学校生活を過ごせるよう計画的にバリアフリー化を推進するとともに遊具等の安全点検を実施する。また、教育環境の質的向上を図る方針のもと、学校施設・設備の充実を重点目標として掲げ、宇佐市公共施設等総合管理計画及び宇佐市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の整備を図る。

併せて、学校現場等の声を反映した老朽化・不具合箇所等の改善にも努め、安心して学べる教育環境づくりを目指す。子どもたちの教育活動に支障をきたすことがないよう施設整備を図る。

2. 重点目標

ア 安全・安心な学校づくり

- ①学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進
- ②遊具等の安全点検の実施

イ 学校施設・設備の充実

- ①老朽化に伴う学校施設・設備の修繕・整備の実施
(校舎、体育館、プール、空調機器、トイレ等)

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和7年度 指 標	備考
ア 安全・安心な学校づくり（2項目）			
①バリアフリー化の推進	スロープ設置	実 施	1校1箇所
②小学校遊具の整備	遊具の安全点検	実 施	小学校24校
イ 学校施設・設備の充実（2項目）			
①老朽化に伴う学校施設・設備の修繕・整備の実施	校舎、体育館、プール、空調機器、トイレ等の修繕・整備	実 施	小学校24校 中学校7校
②小中学校防犯対策施設整備事業	小中学校に防犯監視システムを設置	実 施	小学校15校 中学校3校

II. 学校教育課

1. 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる生きる力を養うとともに、予測困難な未来を自立して生き、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する、持続可能な社会の形成者としての資質の育成を目標とするものである。そこで、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する中で、学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体制の確立と教育内容の充実を図るとともに安全・安心で信頼される、魅力ある学校づくりを基本方針とする。

この基本方針を具現化するために、「子どもたちに誇りと希望、そして夢を」をテーマに、「自ら学ぶ力と豊かな心を育み、未来に希望と夢を抱き、ふるさと宇佐に誇りのもてる宇佐市民の育成」、「規律ある集団において、他を受け入れ、自己を表現する中で仲間とともに自己開花できる児童生徒の育成」、「国際社会に向けて羽ばたいていける人材の育成とともに、ふるさと宇佐において活躍する人材の育成」を柱にして、自己の目標を定め、見通しを持ち、粘り強く突き進もうとするたくましい児童生徒の育成及び教職員の人材育成をめざし、以下の重点目標を策定する。

2. 重点目標

ア 幼児教育の充実

(1) 幼児教育の質の向上

- ・宇佐市幼児教育振興プログラムにおける「架け橋期カリキュラム」の推進

(2) 幼児教育と小学校教育との連携の推進

- ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携研修会の実施

イ 安全・安心な学校づくり

(1) 地域と連携した学校安全の推進と学校保健の充実

①防犯・防災の観点を含む宇佐市通学路交通安全プログラムの推進

②各校における危険等発生時対処要領の策定と非常変災を想定した訓練の実施

③児童・生徒が自ら危険を回避できる安全教育と、防災コーディネーターを中心とした防災教育の推進

④保護者・地域住民と連携したスクールガード体制の確立

⑤児童・生徒及び教職員の心身の健康保持、増進を図るための学校保健計画の策定

⑥児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスの早期対応

⑦教職員の健康診断（1次、2次）の完全実施

⑧フッ化物洗口等による歯と口の健康教育の実施

⑨ 登校支援員を配置し、不登校生徒への登校支援

(2) 教職員の負担軽減による子どもと向き合う時間の確保

① 音声電話アナウンス、タイムカードの活用・改善

② 部活動指導員やスクールサポートスタッフ、学習指導員の配置

③ 年度を跨ぐ取組充実に向けた学年末休業の確保

ウ 生きる力を育む教育内容の充実

(1) 一人ひとり確かな学力を身に付けるための教育内容の充実

- ①児童・生徒が主体的に学ぶ魅力ある授業の創造
- ②個に応じた指導と学ぶ意欲の育成
- ③ふるさと教育・平和教育・外国語教育・**外国語活動(ALTの活用)**・キャリア教育の推進

④タブレット端末等を活用した**ICT教育の充実**

(2) 豊かな心の育成

- ①人権意識の高揚と部落差別の解消に関わる取組を核とした人権教育の推進
- ②共感的人間関係を育てる心の教育の推進
- ③定期的な児童生徒アンケートの実施と個別面談等の事後指導及び「いじめ対策委員会」「不登校対策委員会」を軸とした「チーム学校」による未然防止と**早期対応**

(3) 健やかな体の育成

- ①「R1テスト(走力+1種目)」の継続・発展
- ②日常的な体力づくりを**含む**魅力ある体育授業づくり
- ③「食育」「歯と口の健康教育」による健康推進

エ 学習環境の整備・充実

(1) 質の高い学びを実現する教育環境の整備

- ①複式学級授業改善講師の**全校配置**
- ②**GIGAスクールサポーターやICT支援員、校務支援サポーターを活用したICT教育環境の充実**
- ③**本に親しむための**学校図書館の充実

(2) 信頼される教職員の育成

- ①**校外研修の機会**の充実
- ②**学校課題に即した校内研修のさらなる充実**
- ③ICTの活用に向けた資質・能力の向上(モデル校による研究の**推進**)

(3) 経済的、地理的条件が不利な児童・生徒に対する支援

- ①スクールソーシャルワーカー等専門スタッフを活用した各関係課・関係機関との連携や**ケース会議等の実施**
- ②就学援助の支給
- ③スクールバスや遠距離通学費補助の継続実施

オ 地域とともにある学校づくり

(1) 確かな絆で結ばれた地域とともにある学校づくり

- ①校長のリーダーシップによる学校組織の構築
- ②小規模校のメリットを生かした魅力ある授業・行事の推進と発信
- ③学校運営協議会制度の活用・目標協働達成の推進
- ④「宇佐市教育の日」の授業公開
- ⑤地域の核としての情報の**収集と発信**
- ⑥自然体験、社会体験、職業体験活動の推進
- ⑦中学校部活動地域**展開**に関する地域文化・スポーツ環境の在り方の検討

カ 特別なニーズに対応した教育の推進

(1) 啓発活動と個別支援計画の充実

- ①特別支援教育連携協議会の開催と教育支援体制の整備
- ②特別支援教育推進委員会の開催
- ③個別の教育支援計画、支援ファイル「あしあと」の配布・活用

キ 特別支援教育環境の充実

(1) 教育環境の充実

- ①支援が必要な子どもの特性や実態等に応じた適切な指導ができる人材の育成
- ②特別支援学校教諭免許取得のための説明・相談会の実施
- ③「個別の指導計画」の充実と「個別の教育支援計画」の策定
- ④特別支援教育支援員のスキルアップ
- ⑤医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の配置または派遣による支援
- ⑥特別支援教育就学奨励費の継続実施

ク 小中高連携教育の充実

(1) 小中高連携教育の充実

- ①個性と創造力を育む多様性のある小中高連携教育の推進
- ②情報交換や互見授業、交流活動の実施による小・中学校の円滑な接続
- ③市教委と地元高等学校との連絡会を通じた連携強化

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和7年度 指標	備考
ア 幼児教育の充実（2項目）			
①宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会の開催	架け橋期のカリキュラムの作成	関係機関の連携により推進	
②幼保小連携研修会の開催	合同研修会の開催	実施	
イ 安全・安心な学校づくり（16項目）			
①宇佐市通学路交通安全プログラムの開催	関係課と連携した危険箇所合同点検の実施	実施	
②学校安全計画の策定・実施	学校安全計画を策定し、学校の安全を確保	実施	
③防災教育及び避難訓練の実施	学校安全計画に基づく防災教育・避難訓練の実施	実施	
④学校保健計画の策定・実施	心身の健康のための保健計画の策定	実施	
⑤保護者、地域住民との連携を強化したスクールガード体制の確立	体制の確立・強化と安全で安心な環境づくり	実施	
⑥生徒の命と安全を守る取組	中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金	実施	
⑦児童生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスへの早期対応	教育相談・指導体制の構築	実施	

⑧教職員の健康診断（1次・2次） 完全実施	学校保健安全法に基づく健康診断受診の促進	実施	
⑨歯と口の健康教育の推進	市内全小中学校におけるフッ化物洗口の実施	実施	
⑩学校における「働き方改革」の推進	音声電話アナウンス、タイムカードの活用	実施	
⑪宇佐市業務改善計画の策定・実施	働きやすい職場づくりと児童生徒に向き合う時間の確保	実施	
⑫学校における労働安全衛生管理体制の整備	定期的な労働安全委員会の開催と労働環境の改善	実施	
⑬部活動指導員の活用事業	部活動指導員配置による学校部活動の指導の実施（部活動顧問の負担軽減）	6人配置	
	市教委に地域移行支援コーディネーターを置き、部活動地域移行に向けて効果的な支援の実施	1人配置	
⑭スクール・サポート・スタッフの配置事業	スクール・サポート・スタッフの配置による教員の補助作業の実施	7人配置	
⑮学習指導員の配置事業	学習指導員配置による学びの保障	3人配置	
⑯登校支援員配置事業	登校支援員を配置し、不登校生徒への登校支援	4人配置	
ウ 教育内容の充実（12項目）			
①宇佐市標準学力調査（中）	標準学力調査を実施 宇佐市中学校（1～2年）	実施	
②宇佐市標準学力調査（小）	標準学力調査を実施 宇佐市小学校（1～6年）	実施	
③学校教育支援教員等配置事業	複式学級の授業改善を図るため臨時講師の配置	18人配置	
	習熟の程度に応じたきめ細やかな学習指導を行うため、習熟度別学習指導教員を配置		
	市教委に「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」を置き、教育内容の充実に向けた助言・支援		

④外国語指導助手派遣事業	外国語への興味、関心を高め、グローバルな感性を育成するため指導助手を派遣	4人派遣	
⑤宇佐市教育委員会国際交流事業	国際感覚を身につけた人材育成と英語力向上をめざしハワイ州中学生と現地交流	実施	
⑥総合的な学習等を活用したふるさと教育・平和教育・キャリア教育の推進	ふるさとの「人・もの・こと」を活用した体験型学習、探究型学習による郷土の理解促進	実施	
⑦人権教育ブロック別研修会及び市指定研究会（1年次院内中ブロック・2年次西部中ブロック）	市指定研究会を実施し、児童生徒の人権意識の育成する効果的な教育実践の交流の推進	実施	
⑧宇佐市人権フォーラムの開催事業	教職員の人権意識の高揚に向けた各校における人権教育の実践交流	8月実施	
⑨いじめ・不登校の未然防止と根絶	定期的な校内アンケートの実施と結果の集約、事後指導各種対策委員会の開催	実施	
⑩教育支援センター（せせらぎ教室）事業	教育支援センターに支援員及び指導員、公認心理士を配置し、不登校児童生徒の学習機会の確保及び自立支援の推進	支援員及び指導員3人、公認心理士の週1回配置	
⑪体力向上推進事業の推進	体力の向上に向けたR1テスト（走力+1種目）及び特色ある一校一実践の実施	実施	
⑫スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉と精神保健に関して専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーの活用による学校の問題解決能力の向上	4人配置	
エ 学習環境の整備・充実（13項目）			
①理科教育等設備整備事業	理科教育設備の整備（整備率の低い学校から順次実施）小学校4校、中学校1校	長峰小、横山小、糸口小、柳ヶ浦小、院内中	
②小中学校教育システム最適化事業	教育システムの構築による業務効率及びセキュリティの向上	校務ソフトの活用	

③G I G Aスクール構想の実現	児童生徒1人1台端末の活用推進（学習支援ソフトの導入・家庭へのモバイルルーターの貸与）	実 施	
④I C T支援員の配置	I C T機器を活用した授業への教材作成支援及び操作サポート	2人配置	
⑤G I G Aスクールサポーターの配置	教員及び児童・生徒に対するタブレット端末の操作や授業における支援の実施	2人配置	
⑥校務支援システムサポーターの配置	校務支援ソフトウェアのフォーマット作成及び年度更新作業、教職員への操作サポート業務の実施	1人配置	
⑦学校図書館活用推進事業	学校司書の配置による図書館教育の充実	8人配置	
⑧学校図書購入事業	・小中学校の学校図書購入 ・横市功文庫の 充実	実 施	
⑨遠距離通学補助事業	・路線バスの定期代補助 ・自家用車を利用する通学に対しての補助 ・自転車購入補助	実 施	
⑩スクールバス運行事業	・市所有車両を利用した送迎業務委託 ・タクシーによる送迎業務委託	実 施	
⑪就学援助費	・就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助費の支給 ・新入学用品の入学前支給	実 施	
⑫デジタル教科書購入	指導者用デジタル教科書購入	実 施	
⑬学習者用デジタル教科書実証事業	デジタル教科書を提供し、教育効果を検証する 対象は、小学校5・6年生 中学生全学年	実 施	
オ 地域とともにある学校づくり（3項目）			
①宇佐市教育の日を中心とした学校公開の推進	毎月19日を宇佐市教育の日として学校公開	実 施	

②学校運営協議会制度の活用による地域とともにある学校づくり	学校運営協議会制度の活用	実施	
③中学校部活動地域展開に関する地域文化・スポーツ環境の在り方の検討	宇佐市部活動検討委員会の開催	実施	
カ 特別なニーズに対応した教育の推進（2項目）			
①就学前相談会の実施	「5歳児すこやか相談会」における就学相談	実施	
②個別支援計画の充実	支援ファイル「あしあと」の配布、活用	実施	
キ 特別支援教育環境の充実（4項目）			
①学校教育支援教員等配置事業	特別の支援を必要とする児童生徒に対し適切な教育を行うため支援員を配置	43人配置	
	市教委「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」による教育内容及び支援の充実	1人配置	再掲
②医療的ケア支援事業	医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の配置または派遣による支援	実施	
③特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減	実施	
④特別支援学校教諭免許取得の促進	免許所持率の向上	率の向上	
ク 小中高連携教育の充実（2項目）			
①連携型小中高一貫教育の推進	安心院高と安心院・院内地区の小中学校の連携活動の推進	実施	
②宇佐市中高連携連絡会の開催	市教委と地元高校の連携の推進	実施	

Ⅲ. 学校給食課

1. 基本方針

学校給食は、成長期にある児童生徒に栄養面での調和のとれた食事を提供することにより、よりよい健康状態を保ち、心身の成長を図りながら食に関する正しい知識を身につけさせ、児童生徒の健全な発達に資することを目的に学校教育の一環として実施するものである。

また、学校で給食を共にすることにより、教師と児童生徒、また児童生徒相互の心のふれあいの場をつくり、事前の準備や後片付けを通して、自分の役割分担など社会生活における重要な体験をする場となっている。

このような状況を踏まえて学校給食の運営にあたっては、国が定めた学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」を遵守徹底し、児童生徒に栄養に富んだ多彩で安全・安心な給食の提供に努める。

併せて、児童生徒が食に関する知識とバランスの良い食を選択する力を習得することで、健全な食生活の実践ができるように、食育についても学校と連携を図りながら推進するとともに、給食試食会等を通して、保護者に食の重要性を伝え、学校給食への関心を高める。また、食物アレルギーの対応については、保護者・学校・学校給食センターが連携し、除去食や代替食の提供を引き続き実施する。

さらに、施設・設備の適正な維持管理を実施し、細心の注意を払いながら調理業務に従事する。

給食食材の調達については、毎月実施している地元産の食材を使用した「ふるさと給食の日」を中心に、安全・安心な食材の使用と、地場産品の活用に努め、地産地消の推進を図り、その取組については、市ホームページや市公式SNS等を通じて情報発信を行う。

また、給食メニューや調理の創意工夫に加え、学校給食の充実を図るため、デザート、ふりかけなどの副食品を提供し、給食全体のボリューム感、満足度向上に努める。

給食費については、子育て世帯を支援するため、引き続き市内の全ての小・中学生の給食費を無償化し、加えて市外の公立小・中学校に通学する児童生徒についても、給食費に対して補助金を交付する。また、これまでの未納給食費については、公平負担の原則に基づき法令に従って、引き続き徴収を行うとともに、給食会計の透明性を高めるため公会計化に向けて法整備や事務の効率化など、関係各課と協議・連携を図りながら円滑に移行できるよう進めていく。

2. 重点目標

ア 学校給食の充実

(1) 安全で安心な学校給食の提供

- ・学校と家庭との連携を図った学校給食の提供
- ・学校給食の安全性確保
- ・学校給食の満足度向上
- ・調理工程と施設及び設備における衛生管理基準の徹底及び点検の実施
- ・施設の衛生管理

- ・給食施設職員の衛生検査及び研修会の実施
- ・学校給食食材における地産地消の取組推進
- ・食物アレルギー対応食の実施
- ・現金取扱基本マニュアルに則った適切な会計処理
- ・未納給食費の対応
- ・老朽化に伴う施設・設備の更新

(2) 食育の推進

- ・ホームページや公式SNSにて学校給食への関心を高める情報発信
- ・「給食だより」「宇佐給食通信」の発行
- ・「食育基本法」、「学校給食法」等に基づく食育の指導
- ・給食試食会、給食センター見学会の開催

(3) 子育て世帯への支援

- ・給食費の無償化

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和7年度 指 標	備考
ア 学校給食の充実			
(1) 安全で安心な学校給食の提供 (11項目)			
①学校と家庭と連携した学校給食の提供	・給食の提供回数 ・運営委員会 ・献立委員会	年 200回 年 1回 年 3回	
②検食の実施	・宇佐 小学メニュー 中学メニュー ・南部 共通メニュー	給食提供回数	
③学校給食の満足度向上	デザート、ふりかけなどの追加提供	年 60回	
④衛生管理基準の徹底	学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の徹底ガイドラン (マニュアル) 第1部 衛生管理 第2部 異物混入対応 第3部 食中毒等対応 第4部 食物アレルギー対応	衛生管理の状況を定期的に点検 各種マニュアルに沿った対応とガイドラインの徹底	
⑤施設の衛生管理	・施設の消毒 ・有害生物モニタリング	年 3回 月 1回	
⑥給食施設職員の衛生検査、研修	・検便 ・個人衛生点検表提出 ・研修会 (衛生講習会)	月 2回 毎日 年 2回	

⑦地産地消の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと給食の日」を設定し地元産の食材使用 ・「学校給食1日まるごと大分県」などのイベントを通じた地産地消の推進 ・食育体験として「食材の皮むき」や「どじょう、すっぽん」を食材とした地元生産者との交流 	毎月 2回 年 1回 宇佐 年1回 南部 年3回	
⑧食物アレルギー食材の除去食・代替食	鶏卵・乳・エビ・カニ・イカの5種類の食材	実施	
⑨運営委員会会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費収支状況 ・給食物資購入・支払状況 	宇佐 年3回 南部 年1回	
⑩未納給食費の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・督促状の発送（過年分） ・電話催告 	年3回	
⑪老朽化に伴う施設・設備の更新	施設、設備、配送車等の計画的な更新	実施	
(2) 食育の推進 (3項目)			
①ホームページや公式SNS等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに毎日の給食や献立を写真とコメント付で紹介、給食レシピ、行事等については随時紹介 ・公式SNS(LINE等)で学校給食に関する取組の情報を発信 	実施	
②「給食だより」「宇佐給食通信」の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・給食だより ・宇佐給食通信 	毎月作成配布	
③食育の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での食育授業、給食時間における食に関する指導 ・学校給食の試食、学校給食センター見学の受入れ ・試食会イベント等の開催 	随時実施	
(3) 子育て世帯への支援 (1項目)			
①給食費の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全小・中学生の給食費を無償 ・市外公立小・中学校通学者への給食費支援 	実施	

IV. 社会教育課

《生涯学習係》 《安心院地域教育係》 《院内地域教育係》

1. 基本方針

近年、人工知能（AI）、ビッグデータ、IoTなどの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方そのものが大きく変わり、「超スマート社会」となっていくものといわれている。このような社会情勢に対応するため、人々は絶えず新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要となっている。また、人生100年時代と言われる長寿社会による生活時間の拡充や女性のライフステージの変化に対応した支援、若者の活躍促進等の支援が重要となっている。このように、心の豊かさや生きがいのための学習機会の需要が増加していることから一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが肝要となる。

本市においても、少子高齢化、過疎化等による地域社会の構造変化がみられる中、生涯学習の果たす役割はますます重要となっており、市民が生きがいを持ち充実した生活を送ることができるよう、学習活動、交流活動、人づくり、まちづくりの拠点となる公民館をはじめとした社会教育関係施設の適正な維持管理、施設・設備の充実を図り、社会教育関係団体及び地域コミュニティ組織等との連携、各種学習事業の提供に努めるとともに家庭教育支援の充実を図る。

また、子どもの生きる力を育むために、学校・家庭・地域社会が連携し、様々な体験の機会を提供できるよう地域社会における教育力の向上を目指し、「協育」ネットワークの構築に努める。

人権教育については、生涯学習推進の根底に人権尊重の精神があることを踏まえ、人権問題が市民一人ひとりの問題であることの認識を深め、お互いが尊重して生きて行くことのできる地域社会づくりに努める。

安心院地域・院内地域においては、各まちづくり協議会等との協働により、住民の意見や要望を積極的に取り入れ、各公民館と連携した各種講座・教室の開設に努め、地域のリーダーとしての人材育成と生涯学習の推進を図る。

2. 重点目標

ア 生涯学習施設・設備の充実

(1) 生涯学習施設・設備の充実

- ・施設の現状調査を行い、その対応についての研究及び各種委員会等で協議実施
- ・老朽化による施設・設備の改修及び整備計画の策定とその実施
- ・各施設の適正な組織体制の見直しと整備

イ 生涯学習活動機会の拡充

(1) 社会教育推進体制の充実

- ・社会教育委員会、公民館運営審議会等の活性化
- ・社会教育関係職員（社会教育主事、公民館長、社会教育指導員等）の体制強化、研修の充実
- ・公民館、地区公民館、分館、関係職員等の組織やあり方を見直しと検討

・地域コミュニティ組織等との活動連携推進

(2) 活動機会の拡充

- ・地域の特色を活かした学級・講座・教室等の開設、充実
- ・学習成果を活かす機会の充実
- ・二十歳のつどいの開催
- ・公民館各種学級・講座、高齢者・婦人、女性等各学級の開催

ウ 青少年育成関係組織・体制の充実

(1) 関係組織・体制の充実

- ・青少年健全育成市民会議及び各地区協議会の育成支援
- ・各種関係団体（自治会、女性団体、PTAその他各種団体）の指導者の育成支援と連携
- ・安心院B&G海洋センター事業の推進

エ 健全な社会環境づくり

(1) 有害環境浄化活動の推進

- ・関連業界、店舗等へ取組の周知、協力の促進
- ・学校、家庭、地域及び警察署等関係機関、関係団体との連携強化

オ 地域「協育力」向上支援の充実

(1) 学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実

- ・地域住民へ学校支援活動の周知及びボランティア登録の推進
- ・取組内容の充実、プログラムの開発
- ・「協育」ネットワーク会議の充実
- ・「小学生チャレンジ教室」の取組推進
- ・「未来創生塾事業」の拡充
- ・「放課後児童クラブ」との連携

カ 家庭教育支援の充実

(1) 家庭教育支援の充実

- ・家庭教育支援チームの活動推進・支援
- ・子育て講演会の実施による家庭教育支援
- ・各種団体、関係部局との連携体制の充実
- ・家庭での取組支援
- ・親の学び「コーチング読本」の配布、啓発

(2) 「家庭の日」の普及・啓発

- ・「家庭の日」の取組を図るための普及・啓発

キ 人権尊重社会の推進

(1) 地域全体で推進する体制づくり

- ・社会教育集会所事業の充実及び関係機関との連携強化

(2) 人権教育・啓発の推進、拡充

- ・「部落差別（同和）問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療、様々な人権」などの課題における人権学習の拡充と関係部局との連携
- ・公民館や社会教育集会所等の教室・講座や、各種団体による住民への教育・啓発活動を推進
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨をふまえた教育・啓発活動の推

進

- ・ L G B T Q の理解促進とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知・啓発

(3) 指導者の養成推進

- ・ 人権・部落差別解消教育に関する指導者及び講師等の養成と資質の向上
- ・ 県主催講師団養成講座や各種研修会への積極的な参加による講師の養成と社会教育関係の職員の資質の向上

ク 人権総合対策の推進

(1) 経済生活の安定と社会福祉の増進

- ・ 関係組織、関係部局との連携と充実

3. 事業計画

《生涯学習係、安心院地域教育係、院内地域教育係》

具体的な施策	指標の説明	令和7年度 指 標	備考
ア 生涯学習施設・設備の充実（2項目）			
①公民館等施設の整備	・ 施設等の維持・管理・整備	(宇佐) 4 公民館 (安心院) 4 地区公民館 安心院グラウンド (院内) 5 地区公民館	
②社会教育集会所の整備	・ 現状調査、計画検討 ・ 施設等の維持・管理	現状調査 随時実施 (宇佐) 12 集会所 (安心院) 4 集会所 (院内) 3 集会所	
イ 生涯学習活動機会の拡充（2項目）			
①社会教育推進体制の充実	・ 社会教育委員会議 ・ 公民館運営審議会 ・ 社会教育関係職員研修 (資質の向上、体制強化、定例会議) ・ 人権同和教育研修会 ・ 大分県公民館研究大会 ・ 中津地区公民館振興大会、 社会教育研究集会 ・ まちづくり協議会との 活動推進	年3回実施 年2回実施 10回 定例会他 随時 年1回 年2回 協働実施	

②活動機会の拡充	全体	・宇佐子ども体験教室 ・「二十歳のつどい」式典 ・生涯学習品展等の開催	年 10 回 実施(1 月 11 日) 作品展年 1 回	
	宇佐	・公民館各種学級・教室	4 公民館 23 学級・ 講座 94 自主サー クル	
	安心院	・安心院地域ふれあい 文化祭 ・地区公民館 各種学級、講座 ・まちづくり協議会との 協働で地区民体育大会 開催	年 1 回開催 4 公民館 22 学級・講 座 26 自主サークル 4 地区年 1 回実施	
	院内	・いんない芸術文化祭参加 ・院内公民館女性スクール ・中央公民館、地区 公民館各種学級、講座	年 1 回協働開催 5 館 年 1 0 回 程度実施 6 公民館 12 学級・講 座 17 自主サークル	
ウ 青少年育成関係組織・体制の充実（1項目）				
①関係組織・体制の充実	・青少年健全育成市民会議 ・各地区青少年健全育成協議会	年 1 回 7 地区協議会 年 2 回		
エ 健全な社会環境づくり（1項目）				
①有害環境浄化活動の推進	・深夜営業の店舗等関連業界、 店舗等に取組の周知、協力の 促進 ・地域、警察署等関係機関等と の連携取組	店舗への周知 実施		
オ 地域「協育力」向上支援の充実（3項目）				
①地域「協育力」向上支援 の(放課後プラン)推進	・小学生チャレンジ教室 西馬城、佐田、深見、南院内 院内中部、天津、長峰、横山 四日市南 ・未来創生塾事業 安心院、駅川、西部 ・地域学校協働活動推進事業 地域学校協働推進員 各小・中学校区に配置	9 か所実施 3 か所実施 随時実施		

②ボランティア登録の推進	学校支援ボランティア (地域学校協働活動推進事業)	564人登録	
③「放課後児童クラブ」との連携	連携した取組と連携会議の実施	実施	
カ 家庭教育支援の充実（2項目）			
①家庭教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チームの設置（7中学校区） ・子育て講演会の実施 ・連携会議の実施 ・指針冊子の配布、啓発 ・食育（食育推進ワーキング会議との連携） 	7チーム 実施 実施 実施 実施	
②「家庭の日」の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭の日」の推進・啓発 ・社会教育関係団体等と連携し「家庭の日」の推進 	実施 実施	
キ 人権尊重社会の推進（3項目）			
①地域全体で推進する体制づくり	(宇佐) <ul style="list-style-type: none"> ・人権・部落差別解消教育促進事業（教育集会所学級の開催）（院内） ・集会所解放講座 ・ふれあい学習会 	12集会所 31学級 2か所実施 1か所実施	
②人権教育・啓発の推進、拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館人権・部落差別解消講座開設 ・公民館・学級・講座内人権学習会の開催 ・社会教育集会所人権教育講座開催 ・安心院地域人権啓発講演会 ・院内地域人権啓発合同学習会 ・LGBTQの理解促進とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知啓発 	全公民館年2回 (宇佐) 各公民館23学級 ・講座 (安心院) 各公民館年1回 (院内) 各公民館年1回 (安心院)年12回 年1回 年1回 実施	共催 共催

③指導者の養成推進	・指導者講習会の開催及び 研修会参加 ・両院地区社会教育指導員人権 学習会	年4回（県他） 年2回	
ク 人権総合対策の推進（1項目）			
①経済生活の安定と社会福祉の増進	教育集会所を拠点とした就学 就業、福祉相談体制の充実と連 携及び関係組織・関係部局との 連携	各集会所	

《平和ミュージアム建設準備室》

1. 基本方針

本市においては、近現代の戦争の歴史を明らかにするとともに、点在する遺構、残存する遺物、体験者の証言などを基に戦争の歴史を伝え、多くの人に「平和の大切さと命の尊さ」にふれる機会の創出を目指す宇佐市平和ミュージアム（仮称）基本構想・基本計画の策定により、構想の実現に向けた各事業の展開が求められている。

本構想での拠点となる資料館の建設は、社会情勢や市の財政状況を鑑みながら戦後80年着工に向けて推進する。また、遺構群を整備し、宇佐海軍航空隊跡を中心としたフィールドミュージアム化を推進していく中で、ガイドの養成、PR事業などソフト面での充実を図る。

2. 重点目標

ア 平和ツーリズムの推進

平和の大切さと命の尊さを感じ考える機会を創出する平和ツーリズムを推進する。

(1) 平和ツーリズムの推進

- ・平和ミュージアム構想のPR
事業全般の一層の周知を図ることや、修学旅行、団体旅行の誘致を図るため、旅行会社等にPR活動を行う。
- ・講座等の開催
遺構めぐりなどフィールドミュージアムの機能強化を図り、計画的に人材を養成していくことが必要なため、ガイド養成講座を開催する。また、資料館の開館など関連情報の発信、機運醸成を図ることを目的にオープン講座、企画展等を開催する。
- ・平和学習誘致強化事業
- ・空がつなぐまち・ひとづくり推進事業
「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」において、連携市である兵庫県加西市、姫路市、鹿児島県鹿屋市、熊本県錦町と連携し、平和ツーリズム事業の推進を図る。

- ・戦争関連資料の収集、保存

充実した資料館の展示や、貴重な資料の保存や活用を図るため、宇佐海軍航空隊にゆかりのある資料の収集を行っていく。また、取得した九七式艦上攻撃機の実機についても保存処理を続ける。

イ 資料館の機能拡充

拠点施設となる宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館の機能拡充、効果的な活動の展開に努める。

(1) 拠点施設の建設並びに機能拡大と充実

- ・宇佐市平和ミュージアム（仮称）建設準備委員会の開催
資料館建設に必要な事項について審議がある場合は委員会を開催し、資料館の整備に向けた取組を進める。
- ・資料館建設の推進
全体事業の基幹となる資料館の整備に向けて、取組を進める。
- ・パールハーバー航空博物館国際交流事業
中学生の短期留学事業やハナミズキイニシアチブ事業をきっかけとしたハワイとの交流を深め、開館を予定している資料館との姉妹館を見据えた取組を推進する。また、関係課等と調整を行っていく。

ウ 戦争遺構の保存整備

戦争遺構の保存整備に努め、フィールドミュージアムの機能充実を図る。

(1) 戦争遺構の保存整備

- ・宇佐海軍航空隊跡保存整備事業
「第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画書」に基づいた計画的な戦争遺構の整備を図る。

(2) フィールドミュージアムの機能充実

- ・宇佐空の郷維持管理事業
遺構めぐり拠点施設「宇佐市宇佐空の郷」において、現存する遺構見学を促し「平和の大切さと命の尊さ」を感じ考える機会の創出や、平和学習、観光、交流の拠点となるよう機能の充実を図る。また、地域住民が中心となり組織する「宇佐海軍航空隊跡保存会」へ施設管理を委託し、団体の自立に向けての取組に対して支援を続けるとともに、市内外からの来館者との交流を深め、満足度の向上に努める。
- ・専用ホームページの活用推進
専用ホームページの利便性向上を目的にコンテンツの拡張により情報発信を強化するとともに、戦争遺構めぐりの平和学習の事前事後学習など利用者への活用推進を図る。
- ・シティバイク整備事業
半径2キロメートルの範囲に集中する遺構めぐりの交通手段として整備したレンタル自転車「うさんぼチャリ」の維持管理を継続し、近くの観光地なども見学できるように利用者の利便性の向上や充実した見学ルートの提供などで利用者の拡大を目指す。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和7年度 指 標	備考
ア 平和ツーリズムの推進（4項目）			
①平和ミュージアム構想 PR事業	事業全般の周知や修学旅行の誘致、PR活動	関東圏、関西圏PR リーフレット作成	
②講座等の開催	遺構めぐりに対するガイド養成のための講座開催 事業周知、機運醸成のためのオープン講座、各種団体への講座、企画展等の開催	ガイド養成2講座 開催 企画展等イベント 開催1回	
③平和学習誘致強化事業	市内の小学生を中心に「平和の大切さと命の尊さ」について感じ考える機会の創出を目的に、宇佐海軍航空隊跡を活用した平和学習を推進	ふるさとの戦争と 平和を考える学 習：市内小学校 24校	
④空がつなぐまち・ひとづくり交流事業	「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」により、平和ツーリズム事業推進	協議会連携事業の 推進	
⑤戦争関連資料等の収集、 保存	宇佐海軍航空隊関連資料等の収集、九七式艦上攻撃機の保存処理	実 施	
イ 資料館の機能拡充（3項目）			
①建設準備委員会の開催	資料館建設に必要な事項を審議する委員会、プロジェクトチーム会議の実施	委員会開催 PT 会議開催	
②建築工事	資料館建設着工	実 施	
③パールハーバー航空博物館 国際交流事業	パールハーバー航空博物館、 ホノルル市との国際交流	リモート交流の 検討	
ウ 戦争遺構の保存整備（4項目）			
①宇佐海軍航空隊跡保存 整備	・中長期整備計画遺構の 調査	調査実施	
②宇佐空の郷維持管理事業	平和学習、観光、交流の拠点施設として機能の充実を図り、管理団体を育成、支援	年間来館者数 10,000人	

③専用ホームページの活用 推進	専用ホームページのアクセスを促すよう情報発信に努め、遺構めぐりでの活用推進	年間アクセス数 10,000件	
④シティバイク整備事業	フィールド内の戦争遺構群を気軽に巡回できるレンタル自転車の整備及び活用推進	レンタル自転車の 活用推進	

《文化財係》

1. 基本方針

文化財の宝庫である宇佐市は、昭和51年に「文化財保護宣言都市」を全国に先駆けて提唱し、合併後の平成18年にも再度決議を行い、貴重な文化財を保護し、未来へ伝えていくことを宣言している。

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた国民的財産で、国や郷土の歴史・伝統・文化などを正しく理解するために欠くことのできない重要なものである。このかけがえのない文化財を保存・活用するために、関係機関等と連携しながら緊急性を十分考慮して、各種文化財の調査や、整備などの事業を推進する。また、これらの成果を学校教育や社会教育における学習素材として活用することにより、郷土愛の育成や文化財愛護意識の高揚を図る。

2. 重点目標

ア 文化財の調査と保護

(1) 調査・研究の推進

民間開発や公共工事と、埋蔵文化財の保護を調整するために、発掘調査を実施する。調査終了後は調査報告書を刊行する。

文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画の実行に向け取り組んでいく。

国指定特別天然記念物オオサンショウウオの生態保護を目的とした調査研究を実施する。

(2) 文化財の指定と保護の推進

各種文化財の調査を実施し、重要と判断されたものは、指定や登録を行うことで、保護を推進する。

イ 文化財の整備と活用

(1) 史跡の整備と活用

史跡法鏡寺廃寺跡の用地買上げ事業を行い、将来的な整備と活用につなげていく。

また、史跡小部遺跡の保存と活用を図るため、**保存活用計画を策定**する。

(2) 宇佐市平和資料館と戦争遺跡の活用

宇佐市平和資料館の適正な管理・運営を行うとともに、展示資料の充実を図る。また、平和ミュージアム建設に備え、資料の整理およびデータ化を進めていく。

市内の戦争遺跡とともに、平和学習への活用を図る。

(3) 文化財の保存と整備

建造物や仏像などで朽損の著しい文化財については、修理して保存を推進するとともに、宇佐市が所有する史跡等については、草刈りなど適切に管理し、環境整備に努める。

ウ 郷土資料の収集と保存

(1) 郷土資料の収集と活用の推進

郷土の歴史資料や、宇佐海軍航空隊等に関する資料を収集し、適切な保存・管理に努めるとともに、市民への公開など活用を図る。

エ 伝統文化の保存と継承

(1) 民俗芸能等を継承する団体の支援

各地域で継承されている伝統芸能については、関係機関等と連携しながら後継者育成を支援し、保存と継承に努める。

オ 文化財愛護の啓発と普及

(1) 文化財の公開・活用の推進

文化財愛護意識の啓発と普及活動の一環として、郷土の歴史や文化財に対する理解を高めるための宇佐学講座等の各種講座を開催する。

(2) 文化財の防火・防犯体制の強化

文化財の防火施設の整備を実施するとともに防犯体制を強化し、文化財所有者の日常管理の重要性について理解を高める。

(3) 文化財愛護活動の支援

文化財愛護活動を支援し、伝統文化の継承を図る。また、「宇佐の文化財を守る会」「文化財愛護少年団」などの団体と連携して文化財愛護意識等の啓発と普及を図る。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和7年度 指 標	備考
ア 文化財の調査と保護（4項目）			
①市内遺跡発掘調査事業	各種開発に伴う重要遺跡の確認調査の実施、遺跡の保護と開発との調整を図るための資料収集、既往調査の報告書刊行	実 施	国庫補助事業
②埋蔵文化財発掘調査事業	公共工事や民間開発で破壊の危機にある遺跡保存を目的とした発掘調査の実施	実 施	
③特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理事業	川漁等で不時に捕獲された個体の保護・保存、河川工事実施のための各種調査及び委員会の開催	調査4回 委員会2回 連絡協議会1回開催	
④文化財の指定・登録	文化財指定や登録について、調査と研究の実施	実 施	

イ 文化財の整備と活用（4項目）			
①国指定史跡法鏡寺廃寺跡保存整備事業	遺跡の保護のための史跡公園の整備、 用地の買上げ	実 施	国庫補助事業
②史跡小部遺跡保存整備事業	遺跡の保護のための保存活用計画の策定	実 施	国庫補助事業
③宇佐海軍航空隊等展示施設管理事業	宇佐市平和資料館の管理・運営、展示資料の充実、平和学習への活用	実 施	
④指定文化財環境整備事業	(イ)宇佐市所有史跡の草刈等の環境整備	15 か所 実 施	
	(ロ)上記以外の史跡等の環境整備を、地元自治区等に委託	8 か所 実 施	
	(ハ)指定文化財説明板の改修、新規設置	2 か所 実 施	
ウ 郷土資料の収集と保存（2項目）			
①三和文庫運営事業	寄付金を財源とした、宇佐の歴史に関する資料の購入や書籍の出版	実 施	
②戦争資料の収集	宇佐海軍航空隊に関する資料の収集	実 施	
エ 伝統文化の保存と継承（1項目）			
①伝統芸能の継承育成	伝統芸能を継承する団体への各種助成事業をとおした活動の支援	実 施	
オ 文化財愛護の啓発と普及（5項目）			
①宇佐学講座事業	(イ)関係機関や団体等と連携した、宇佐の歴史や文化財に関する講座の開催	実 施	
	(ロ)学校向け地域学習プログラムの創出	実 施	
②国指定文化財管理費補助事業	国宝・重要文化財建造物の防災施設の保守点検	3 か所 実 施	国庫補助事業
③文化財防火デーの実施	毎年1月26日の防火・放水訓練と防災施設の査察	6 か所 実 施	
④文化財愛護少年団育成事業	文化財愛護少年団の各種活動の支援、指導者の育成活動の推進	2 団体で 実 施	
⑤文化財保存団体等の支援	(イ)各種文化財保存活動団体への支援 (ロ)宇佐の文化財を守る会などの市民団体と連携した、文化財愛護意識の高揚や啓発普及の推進	実 施	

V. 図書館

1. 基本方針

宇佐市民図書館は、図書館法、宇佐市教育振興基本計画に基づき、多様な市民ニーズに応えるため一般資料や郷土資料、視聴覚資料などの収集・整理・保存に努めるとともに、資料を活用した宇佐学顕彰事業の継続や施設機能を活用した展示会、講演会などを開催する。さらに、ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実を図り、幼児期から本に親しむ環境づくりや市内全域サービスの推進により、市民の書齋、情報センターとしての図書館づくりに努める。

また、「うさ教育・家庭・読書の日」（毎年11月の第3日曜日）の定着を図るため、読書感想文・感想画コンクールを開催する。

さらに、昨年度策定した「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」をふまえ、家庭、地域、学校等と連携し、子どもの読書活動の推進を行う。

少子高齢化、高度情報化、地方分権化等の社会の大きな変化に伴う市民の様々な要請に対応するため、子育て支援や医療・健康情報コーナー、ビジネス支援等の充実を図る。

なお、コロナ禍において電子図書館サービスの導入と利用啓発、リモート参加型や動画配信受講型による主催講座の開講など、非来館型サービスの充実に努めてきたが、時代に即した図書館利用の拡大の観点からも、これらのサービスは有効であり、よりきめ細やかなサービスの拡大と利用促進に努める。

2. 重点目標

ア 図書館サービスの充実

(1) 図書館資料の収集・整理の充実

一般資料・児童資料・郷土資料・参考図書・電子書籍・新聞・雑誌・視聴覚資料等とともに、子育てやビジネス支援、医療・健康情報など利用者の多様なニーズに配慮した資料を積極的に収集する。また、インターネットを活用した所蔵資料の整理と紹介を推進し、国立国会図書館デジタルコレクション送信サービスの利用促進やレファレンスサービスの拡充に努めるとともに、関係職員のスキルアップのための研修の機会を充実させる。

(2) 図書館資料と施設機能の有効活用

視聴覚ホールや渡網記念ギャラリー等を活用した上映会・展示会等の各種のイベントを開催するとともに、図書館見学や一日図書館員、職場体験などを通じ、児童・生徒への図書館利用啓発を促進する。

また、近年は、本館の空調・照明の大規模改修やIC機器の導入、視聴覚ホールの音響機器の更新等様々な施設・環境の整備を実施してきたところであるが、図書館本館・安心院分館については開館後25年以上が経過しており、今後も計画的な施設・設備の改修・更新等に努める。

(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進

大分県立図書館をはじめ公共図書館と連携した相互貸借や分館、自動車図書館活動の充実に努めるとともに、電子分館の利用促進のため、登録者数の拡大を図る。自動車図書館に関しては複数の団体から新規の巡回要望がある

ことから、ステーションのありかたや運行回数等、構造的見直しを見据えた現状分析が必要である。

また、市報・図書館だより、ホームページ、フェイスブック、デジタルサイネージ（電子看板）、動画配信等、さまざまなメディアを活用し、より広範囲に対する効果的な情報発信を行う。

イ 読書活動の推進

(1) 「宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進

子どもに関わる家庭、地域、学校等、社会全体で子どもの自主的な読書活動推進の取組を広げていくとともに、関係機関が連携し、相互に協力し充実を図る。

(2) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

「うさ教育・家庭・読書の日」（毎年11月の第3日曜日）を啓発しながら、読書活動の推進を図るとともに、読書感想文・感想画コンクールなどを通じて子どもたちに読書と創作の機会を創出する。

「うちどく」（家庭読書）の啓発を行う。

(3) 読書環境づくりの充実

幼児を対象としたブックスタート、新一年生への利用案内、一日図書館員や職場体験などの学校向けサービス、おはなし会、ブックトーク、各種講座・教室、図書館見学など、年齢を問わず本や施設に親しむサービスを充実させるとともに、自動車図書館の巡回、団体貸出の利用促進により、市内全域サービスを推進する。

(4) 図書館事業・行事の充実

読書月間、読書週間等に館内行事・展示等を実施。図書館ボランティアの育成と、連携の強化を図ることで、図書館事業や行事の多様化と充実に努める。第27回目を迎える「横光利一俳句大会」事業は、広く全国に発信するとともに、文化活動の向上と横光利一の顕彰に努める。

3. 事業計画

具体的な施策	指標の説明	令和7年度 指標	備考
ア 図書館サービスの充実			
(1) 図書館資料の収集・整理の充実（2項目）			
①貸出サービスの充実	市内貸出冊数／奉仕人口（貸出密度）	5.1冊	奉仕人口の減が想定されるが、貸出密度の維持を目指す。
②所蔵資料の充実	蔵書冊数／奉仕人口	5.4冊	

(2) 図書館資料と施設機能の有効活用 (2項目)			
①上映会 (視聴覚ホール)	毎週土・日の上映会の来場者	来場者1,000人	
②ギャラリー展示	2階の渡網記念ギャラリーで各種企画展を開催展示	来場者3,000人	
(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進 (2項目)			
① 周辺部の住民も対象とした 全域サービス	自動車図書館ステーション年間個人貸出冊数	13,000 ～15,000冊	
②電子分館の利用促進	利用登録者数 (累計) 貸出冊数 (年間)	700人 1,500冊	
イ 読書活動の推進			
(1) 「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進 (1項目)			
① 読書関係団体や読み聞かせボランティアグループとの連携・協力	学校、社会教育団体、読書関係団体や読み聞かせボランティアグループとの連携・協力	活動状況の共有	
(2) 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進 (1項目)			
①読書感想文・感想画コンクール表彰式	応募点数	感想文1,000点 感想画1,000点	
(3) 読書環境づくりの充実 (1項目)			
① 児童・生徒への 利用案内	図書館職員による図書館利用方法の説明と「読書の通帳」の配布	利用案内希望校の市内全新年生	
(4) 図書館事業・行事の充実 (2項目)			
①横光利一俳句大会	応募点数	5,000点	
②宇佐学マンガシリーズの活用	マンガシリーズの販売・寄贈等	図書館、宇佐空の郷等で販売	